

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和5年9月28日（令和5年（行情）諮詢第854号ないし同第858号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第668号ないし同第672号）

事件名：ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に係る文書の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書及び当該文書の特定年度版の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書160」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年5月27日付け防官文第10272号、同年8月29日付け同第16343号、同年11月4日付け同第20809号、令和5年1月13日付け同第412号、同年3月24日付け同第6209号及び同年6月29日付け同第13867号ないし同第13871号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分10」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ ないしオ （略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）アと同旨。

カ ないしケ （略）

(3) 審査請求書3（原処分3について）

ア ないしキ （略）

(4) 審査請求書4（原処分4について）

ア ないしキ （略）

(5) 審査請求書5（原処分5について）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）アと同旨。

カ ないしケ （略）

(6) 審査請求書6（原処分6ないし原処分10について）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）アと同旨。

カ 及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ケ （略）

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

(1) 原処分1及び原処分6について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書122及び文書160を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月27日付け防官文第10272号により、本件対象文書のうち、文書1（表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年6月29日付け同第13867号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書122及び文書160（文書1の表紙を除く。）について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分

(原処分6)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 原処分2及び原処分7について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書142及び文書160（文書1の表紙を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年8月29日付け防官文第16343号により、本件対象文書のうち、文書1（表紙を除く。）（はしがきのみ。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、令和5年6月29日付け同第13868号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書142及び文書160（文書1の表紙及びはしがきを除く。）について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (3) 原処分3及び原処分8について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書146及び文書160（文書1の表紙及びはしがきを除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年11月4日付け防官文第20809号により、本件対象文書のうち、文書33（表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和5年6月29日付け同第13869号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書146及び文書160（文書1の表紙及びはしがき並びに文書33の表

紙を除く。)について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分8)を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### (4) 原処分4及び原処分9について

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書32、文書34ないし文書153及び文書160(文書1の表紙及びはしがきを除く。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月13日付け防官文第412号により、本件対象文書のうち、文書32(表紙のみ。)について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分4)を行った後、同年6月29日付け同第13870号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書32、文書34ないし文書153及び文書160(文書1の表紙及びはしがき並びに文書32の表紙を除く。)について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分9)を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### (5) 原処分5及び原処分10について

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書31及び文書34ないし文書160(文書1の表紙及びはしがきを除く。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月24日付け防官文第6209号により、本件対象文書のうち、文書1(表紙及びはしがきを除く。)(目次のみ。)について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分5)を行った後、同年6月29日付け同第13871号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書31及び文書34ないし文書160(文書1の表紙ないし目次を除く。)について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分10)を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該

当する部分を不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 原処分1及び原処分6について

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分6においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ ないしケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分6を維持することが妥当である。

#### (2) 原処分2及び原処分7について

ア ないしウ (略)

エ 上記(1)アと同旨(ただし、「原処分6」とあるのは「原処分2及び原処分7」と読み替える。)。

オ ないしク (略)

ケ 上記(1)コと同旨。

コ 上記(1)サと同旨(ただし、「原処分1及び原処分6」とあるのは「原処分2及び原処分7」と読み替える。)。

#### (3) 原処分3及び原処分8について

ア ないしカ (略)

キ 上記(1)アと同旨(ただし、「原処分6」とあるのは「原処分8」と読み替える。)。

ク (略)

ケ 上記(1)コと同旨。

コ 上記(1)サと同旨(ただし、「原処分1及び原処分6」とあるのは「原処分3及び原処分8」と読み替える。)。

#### (4) 原処分4及び原処分9について

ア ないしカ (略)

キ 上記(1)アと同旨(ただし、「原処分6」とあるのは「原処分9」と読み替える。)。

ク (略)

ケ 上記(1)コと同旨。

コ 上記(1)サと同旨(ただし、「原処分1及び原処分6」とあるのは「原処分4及び原処分9」と読み替える。)。

## (5) 原処分 5 及び原処分 10について

アないしウ (略)

エ 上記(1)アと同旨(ただし、「原処分6」とあるのは「原処分5及び原処分10」と読み替える。)。

オないしク (略)

ケ 上記(1)コと同旨。

コ 上記(1)サと同旨(ただし、「原処分1及び原処分6」とあるのは「原処分5及び原処分10」と読み替える。)。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和5年9月28日	諮問の受理（令和5年（行情）諮問第854号ないし同第858号）
② 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
③ 同年10月27日	審議（同上）
④ 令和7年11月20日	本件対象文書の見分及び審議（同上）
⑤ 同年12月4日	令和5年（行情）諮問第854号ないし同第858号の併合及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和5年（行情）諮問第854号、同第856号及び同第857号において、諮問庁は、原処分1、原処分3及び原処分4に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘について行政文書ファイルに綴られた文書」の開示を求めており点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、国会において質問する議員の意向が具体的に記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、質問議員と係官との公開を前提としないやり取りの内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたとのことであった。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、当該国会議員との関係が損なわれ、今後の国会質問への対応等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるなど、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2ないし番号5に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、防衛省・自衛隊が活動の資とするために収集・処理した情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、害意を有する相手方がその弱点をついた行動を探ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたこと

は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1（諮問第854号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全て。＊「編成・装備・作戦・戦闘」の意味は、「演習対抗部隊」（訓練資料4-10-01-03-26-0）におけるものと同じ。

#### (2) 本件請求文書2（諮問第855号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第10272号（2022.3.31一本本B3001）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2022.3.31一本本B3001）の後に綴られた文書の全て。

#### (3) 本件請求文書3（諮問第856号）

防官文第16343号（2022.6.30一本本B571）で残りの部分とされた全て、及び当該文書の2022年度版。

#### (4) 本件請求文書4（諮問第857号）

防官文第20809号（2022.9.6一本本B1460）で残りの部分とされた全て、当該請求（2022.9.6一本本B1460）の後に綴られた文書の全て（ただし「2020年度各国データ（ロシア）」は除く）。

#### (5) 本件請求文書5（諮問第858号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち防官文第412号（2022.11.15一本本B1926）で残りの部分とされた全て、及び当該請求の（2022.11.15一本本B1926）の後に綴られた文書の全て（ただし「2020年度各国データ（ロシア）」及び「2019年度ロシアデータ」は除く）。

### 2 本件対象文書

文書1 2021年度ロシアデータ

文書2 説明資料 ロシア情勢資料 平成29年4月 防衛省防衛政策局  
調査課戦略情報分析室

文書3 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月  
防衛省（1）

文書4 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月  
防衛省（2）

文書5 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月  
防衛省（3）

文書6 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月1

- 7日 防衛省  
文書7 説明資料 220217  
文書8 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月1  
8日 防衛省  
文書9 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月2  
2日 防衛省  
文書10 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月  
24日 防衛省  
文書11 令和4年2月24日（木）参・予算委 小西洋之君（立民）  
想定問  
文書12 部会資料 ウクライナを巡る軍事動向について 令和4年2月  
25日 防衛省  
文書13 部会資料 ロシアによるウクライナ侵攻 令和4年2月25日  
防衛省  
文書14 令和4年2月25日（金）参・予算委 想定問  
文書15 令和4年2月25日（金）幹事社問 問  
文書16 説明資料 ロシアによるウクライナ侵攻 令和4年2月28日  
防衛省  
文書17 部会資料 ロシアによるウクライナ侵攻 令和4年3月2日  
防衛省  
文書18 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月4日  
防衛省  
文書19 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月8日  
防衛省  
文書20 令和4年3月9日（水）衆・経産委 山崎誠君（立民） 問1  
文書21 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月10日  
防衛省  
文書22 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月11日  
防衛省  
文書23 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月15日  
防衛省  
文書24 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月18日  
防衛省  
文書25 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月22日  
防衛省  
文書26 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月23日  
防衛省  
文書27 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月25日

防衛省

- 文書28 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月29日  
防衛省
- 文書29 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月30日  
防衛省
- 文書30 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月31日  
防衛省
- 文書31 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年3月31日  
防衛省
- 文書32 2019年度ロシアデータ
- 文書33 2020年度各国データ（ロシア）
- 文書34 ウクライナのロシア軍（基礎資料15-0210 平成27年4月2日）
- 文書35 ロシア地上軍\*\*\*（情勢分析15-012 平成27年5月12日）
- 文書36 第3章 ウクライナ危機と露中接近（情報資料）
- 文書37 ロシア・ベラルーシ共同作戦演習「同盟の盾-2015」について（基礎資料15-0516 平成27年9月2日）
- 文書38 CSTO合同作戦対応部隊共同演習「ザイモディストヴィエ〔協同〕2015」の概要（基礎資料15-0517 平成27年9月3日）
- 文書39 \*\*\*ロシアのシリアに対する軍事介入\*\*\*（カレント分析15-401 平成27年10月20日）
- 文書40 プーチン大統領、毎年恒例の大型記者会見を実施（基礎資料16-0023 平成27年1月19日）
- 文書41 ロシアが民間軍事会社に係る法整備の推進を計画（情報資料2016年1月25日）
- 文書42 ロシアによるシリア軍事作戦の動向（情勢分析16-001 平成28年1月27日）
- 文書43 ロシア軍空挺部隊の演習（情報資料 平成28年3月29日）
- 文書44 ロシア新安保戦略の変化（情勢分析16-006 平成28年4月27日）
- 文書45 平成28年度在外公館安保担当者との会議\*\*\*出張報告（基礎資料16-0260 平成28年5月30日）
- 文書46 ロシア軍、部隊の準備態勢の抜き打ち点検開始（情報資料）
- 文書47 ロシア航空・宇宙軍の編成と任務について（基礎資料16-0411 平成28年8月9日）
- 文書48 イスカンデルの極東への配備について\*\*\*（カレント分析1

- 6-379 平成28年8月25日)
- 文書49 ロシアの国家親衛軍創設の狙い（情勢分析16-014 平成28年8月25日）
- 文書50 これまでの抜き打ち検閲の概要（情報資料）
- 文書51 戦略指揮参謀部演習「カフカス2016」について＊＊＊（カレント分析16-452 平成28年10月6日）
- 文書52 ロシア国防省評議会拡大会合における露大統領の発言（情報資料）
- 文書53 ロシア沿海地方ソコロフカ飛行場へのMiG-31の再配備の可能性に関する記事（基礎資料17-0040 平成29年1月24日）
- 文書54 露中関係の現状（カレント分析17-231 平成29年5月15日）
- 文書55 ロシア・アルメニア統合部隊に関する協定（基礎資料17-0300 平成29年8月2日）
- 文書56 「2018年から2025年までのロシア国家装備プログラム」に関するウクライナ情報ウェブサイトによる分析について（基礎資料17-0335 平成29年8月30日）
- 文書57 ロシア軍の戦略指揮・参謀部演習の変化と見通し＊＊＊（情勢分析17-025 平成29年12月5日）
- 文書58 戦略指揮・参謀部演習「ザーパド2017」総括（基礎資料17-0512 平成29年12月15日）
- 文書59 ロシア軍の戦略指揮・参謀部演習の変化と見通し（情勢分析17-029 平成29年12月20日）
- 文書60 ロシアの次世代揚陸艦の配備場所に関する考察（一般分析18-001 平成30年1月15日）
- 文書61 ロシア軍の装備更新と新国家装備計画＊＊＊（カレント分析18-053 平成30年2月13日）
- 文書62 ロシア・アブハジア統合部隊集団に関する協定（基礎資料18-0096 平成30年3月12日）
- 文書63 プーチン大統領による年次教書演説（基礎資料18-0098 平成30年3月13日）
- 文書64 ロシア軍等が実施する「カラー革命」への対処（基礎資料18-0147 平成30年4月18日）
- 文書65 最近のロシア・CISトピック（2018.4.27～5.10）（情報資料18-047 平成30年5月14日）
- 文書66 第4期プーチン政権の内政・外交（一般分析18-046 平成30年8月24日）

- 文書67 最近のロシア・CISトピック（2018.9.21～9.27）（基礎資料18-0433 平成30年9月28日）
- 文書68 「ヴォストーク2018」の特徴とロシアの狙い＊＊＊（一般分析18-050 平成30年10月17日）
- 文書69 近年のロシア国防費の特徴と今後の見通し（一般分析18-054 平成30年11月22日）
- 文書70 「ヴォストーク2018」の特徴と露の狙い＊＊＊（情勢分析18-033 平成30年11月29日）
- 文書71 最近のロシア・CISトピック（2018.12.15～12.21）（基礎資料18-0635 平成30年12月25日）
- 文書72 最近のロシア・CISトピック（2019.1.12～2019.1.18）（基礎資料19-0026 平成31年1月18日）
- 文書73 最近のロシア・CISトピック（2019.3.2～2019.3.8）（基礎資料19-0148 平成31年3月8日）
- 文書74 「ヴォストーク2018」の特徴と露の狙い（情勢分析19-008 平成31年4月22日）
- 文書75 ロシアの人的戦闘力＊＊＊（情勢分析19-016 令和元年7月24日）
- 文書76 最近のロシア・CISトピック（2019.8.5～2019.8.15）（基礎資料19-0606 令和元年8月20日）
- 文書77 最近のロシア・CISトピック（2019.8.16～2019.8.21）（基礎資料19-0616 令和元年8月22日）
- 文書78 最近のロシア・CISトピック（2019.8.30～2019.9.6）（基礎資料19-0672 令和元年9月11日）
- 文書79 在ロシア防衛駐在官帰朝報告会資料（2019年）（情報資料19-064 令和元年9月11日）
- 文書80 最近のロシア・CISトピック（2019.9.21～2019.9.27）（基礎資料19-0719 令和元年9月30日）
- 文書81 ロシア空挺部隊の方向性について（一般分析19-122 令和元年10月18日）
- 文書82 最近のロシア・CISトピック（2019.10.8～2019.10.16）（基礎資料19-0769 令和元年10月23日）
- 文書83 ロシアの人的戦闘力＊＊＊（情勢分析19-030 令和元年11月13日）

- 文書84 「ツェントル2019」におけるロシアの狙い（一般分析19  
－146 令和元年12月11日）
- 文書85 最近のロシア・CISトピック（2019.12.14～20  
20.1.15）（基礎資料20-0058 令和2年1月2  
3日）
- 文書86 令和元年度ロシア情勢調査＊＊＊出張報告（情報資料20-0  
19 令和2年2月13日）
- 文書87 最近のロシア・CISトピック（2020.2.8～2020.  
2.14）（基礎資料20-0143 令和2年2月25日）
- 文書88 ロシア、シリア軍事介入から5年が経過＊＊＊（カレント分析  
20-1213 令和2年10月1日）
- 文書89 最近のロシア・CISトピック（2020.10.27～20  
20.11.9）（基礎資料20-1168 令和2年11月  
12日）
- 文書90 北極圏におけるロシアの軍事プレゼンス＊＊＊（一般分析20  
－181 令和2年11月24日）
- 文書91 北極海航路及び北極を巡るロシアの情勢認識と防衛態勢の強化  
(一般分析20-189 令和2年12月15日)
- 文書92 プーチン大統領、国防省拡大幹部会合に出席＊＊＊（カレント  
分析20-1694 令和2年12月23日）
- 文書93 最近のロシア・CISトピック（2021.1.19～202  
1.1.25）（基礎資料21-0091 令和3年1月27  
日）
- 文書94 最近のロシア・CISトピック（2021.2.16～202  
1.2.22）（基礎資料21-0199 令和3年2月26  
日）
- 文書95 最近のロシア・CISトピック（2021.3.2～2021.  
3.8）（基礎資料21-0233 令和3年3月10日）
- 文書96 最近のロシア・CISトピック（2021.4.27～202  
1.5.10）（基礎資料21-0382 令和3年5月10  
日）
- 文書97 露軍の「限定行動戦略」について（一般分析21-043 令  
和3年6月3日）
- 文書98 露中、共同作戦・戦略演習「シブ／ザイモディストヴィエー  
2021」を初実施へ（カレント分析21-0806 令和3  
年8月5日）
- 文書99 最近のロシア・CISトピック（2021.8.3～2021.  
8.11）（基礎資料21-0630 令和3年8月11日）

- 文書100 最近のロシア・CISトピック（2021.8.24～2021.8.30）（基礎資料21-0675 令和3年9月3日）
- 文書101 最近のロシア・CISトピック（2021.9.7～2021.9.13）（基礎資料21-0692 令和3年9月15日）
- 文書102 ロシア『国家安全保障戦略』の改訂について（一般分析21-072 令和3年9月24日）
- 文書103 最近のロシア・CISトピック（2021.9.14～2021.9.22）（基礎資料21-0699 令和3年9月28日）
- 文書104 最近のロシア・CISトピック（2021.10.5～2021.10.11）（基礎資料21-0734 令和3年10月13日）
- 文書105 「ザーパド2021」の特徴と露の狙い（カレント分析21-1146 令和3年11月5日）
- 文書106 最近のロシア・CISトピック（2021.10.26～2021.11.1）（基礎資料21-0787 令和3年11月5日）
- 文書107 最近のロシア・CISトピック（2021.11.9～2021.11.15）（基礎資料21-0818 令和3年11月22日）
- 文書108 最近のロシア・CISトピック（2021.11.16～2021.11.22）（基礎資料21-0822 令和3年11月24日）
- 文書109 最近のロシア・CISトピック（2021.12.7～2021.12.13）（基礎資料21-0857 令和3年12月15日）
- 文書110 最近のロシア・CISトピック（2021.12.21～2021.12.27）（基礎資料22-0012 令和4年1月13日）
- 文書111 最近のロシア・CISトピック（2021.12.28～2022.1.11）（基礎資料22-0017 令和4年1月14日）
- 文書112 最近のロシア・CISトピック（2022.1.12～2022.1.17）（基礎資料22-0042 令和4年1月26日）
- 文書113 「ザーパド2021」の特徴と露の狙い（一般分析22-0

- 10 令和4年1月27日)
- 文書114 最近のロシア・CISトピック（2022.1.18～2022.1.24）（基礎資料22-0043 令和4年1月27日）
- 文書115 ロシア軍のエア・パワーが海洋拒否に果たす役割（一般分析22-011 令和4年2月3日）
- 文書116 最近のロシア・CISトピック（2022.1.25～2022.1.31）（基礎資料22-0063 令和4年2月8日）
- 文書117 最近のロシア・CISトピック（2022.2.1～2022.2.7）（基礎資料22-0072 令和4年2月14日）
- 文書118 ロシア軍によるウクライナ侵攻\*\*\*（カレント分析22-0187 令和4年2月28日）
- 文書119 最近のロシア・CISトピック（2022.2.22～2022.2.28）（基礎資料22-0124 令和4年3月7日）
- 文書120 最近のロシア・CISトピック（2022.3.8～2022.3.14）（基礎資料22-0175 令和4年3月14日）
- 文書121 最近のロシア・CISトピック（2022.3.15～2022.3.22）（基礎資料22-0200 令和4年3月25日）
- 文書122 最近のロシア・CISトピック（2022.3.23～2022.3.28）（基礎資料22-0209 令和4年3月29日）
- 文書123 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月1日  
防衛省
- 文書124 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略について 令和4年4月5日 防衛省
- 文書125 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月7日  
防衛省
- 文書126 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月8日  
防衛省
- 文書127 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月12日  
防衛省
- 文書128 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年4月14日  
防衛省
- 文書129 令和4年6月3日（金）衆・安保委 玄葉光一郎君（立民）

## 想定問2

- 文書130 説明資料（220621）
- 文書131 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略について 令和4年6月 防衛省
- 文書132 最近のロシア・CISトピック（2022.3.29～2022.4.4）（基礎資料22-0237 令和4年4月7日）
- 文書133 露、6万人の予備役を動員か\*\*\*（カレント分析22-0363 令和4年4月13日）
- 文書134 露、ウクライナでの「特別軍事作戦」の指揮官を任命\*\*\*（カレント分析22-0368 令和4年4月14日）
- 文書135 最近のロシア・CISトピック（2022.4.5～2022.4.11）（基礎資料22-0287 令和4年4月19日）
- 文書136 露国防相、国防省幹部会議で特別軍事作戦及び軍事力整備に  
関し発言（カレント分析22-0421 令和4年4月26日）
- 文書137 最近のロシア・CISトピック（2022.4.12～2022.4.18）（基礎資料22-0313 令和4年4月26日）
- 文書138 最近のロシア・CISトピック（2022.4.19～2022.5.9）（基礎資料22-0365 令和4年5月19日）
- 文書139 最近のロシア・CISトピック（2022.5.10～2022.5.16）（基礎資料22-0381 令和4年5月25日）
- 文書140 セベロドネツク一帯をめぐる宇と露の戦闘\*\*\*（カレント  
分析22-0541 令和4年5月31日）
- 文書141 最近のロシア・CISトピック（2022.5.17～2022.5.23）（基礎資料22-0397 令和4年5月31日）
- 文書142 最近のロシア・CISトピック（2022.6.14～2022.6.20）（基礎資料22-0471 令和4年6月22日）
- 文書143 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年7月14日 防衛省
- 文書144 最近のロシア・CISトピック（2022.7.12～2022.7.19）（基礎資料22-0541 令和4年7月22日）
- 文書145 最近のロシア・CISトピック（2022.7.20～2022.7.20）

22. 7. 25) (基礎資料22-0549 令和4年7月27日)

文書146 最近のロシア・CISトピック (2022. 8. 23~2022. 8. 29) (基礎資料22-0633 令和4年8月31日)

文書147 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年10月5日 防衛省

文書148 最近のロシア・CISトピック (2022. 8. 30~2022. 9. 5) (基礎資料22-0651 令和4年9月12日)

文書149 最近のロシア・CISトピック (2022. 9. 6~2022. 9. 12) (基礎資料22-0660 令和4年9月15日)

文書150 ウクライナ侵攻にみる露の人員補充の現状と今後の展望 (カレント分析22-0841 令和4年9月27日)

文書151 最近のロシア・CISトピック (2022. 9. 13~2022. 9. 26) (基礎資料22-0696 令和4年10月6日)

文書152 最近のロシア・CISトピック (2022. 10. 5~2022. 10. 17) (基礎資料22-0731 令和4年10月21日)

文書153 最近のロシア・CISトピック (2022. 10. 18~2022. 10. 24) (基礎資料22-0748 令和4年10月28日)

文書154 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年12月5日 防衛省

文書155 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和4年12月20日 防衛省

文書156 説明資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年1月 防衛省

文書157 部会資料 ロシアによるウクライナ侵略 令和5年1月19日 防衛省

文書158 ロシア連邦海洋ドクトリン (2022年) (全訳) (基礎資料22-0812 令和4年11月24日)

文書159 露、定例の国防省拡大幹部会合を開催\*\*\* (カレント分析22-1125 令和4年12月23日)

文書160 開示請求された本件請求文書に係る行政文書のうち文書1ないし文書159以外の行政文書

### 3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

#### (1) 本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

文書1（表紙のみ。）

イ 原処分6

文書1ないし文書122及び文書160（文書1の表紙を除く。）

#### (2) 本件請求文書2の対象として特定された文書

ア 原処分2

文書1（表紙を除く。）（はしがきのみ。）

イ 原処分7

文書1ないし文書142及び文書160（文書1の表紙及びはしがきを除く。）

#### (3) 本件請求文書3の対象として特定された文書

ア 原処分3

文書33（表紙のみ。）

イ 原処分8

文書1ないし文書146及び文書160（文書1の表紙及びはしがき並びに文書33の表紙を除く。）

#### (4) 本件請求文書4の対象として特定された文書

ア 原処分4

文書32（表紙のみ。）

イ 原処分9

文書1ないし文書32、文書34ないし文書153及び文書160（文書1の表紙及びはしがき並びに文書32の表紙を除く。）

#### (5) 本件請求文書5の対象として特定された文書

ア 原処分5

文書1（表紙及びはしがきを除く。）（目次のみ。）

イ 原処分10

文書1ないし文書31及び文書34ないし文書160（文書1の表紙ないし目次を除く。）

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書20	1枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	文書1	2枚目ないし4枚目のそれ一部	自衛隊が収集・処理した情報若しくは情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	文書1	2枚目ないし4枚目のそれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ
		5枚目ないし878枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書32	2枚目ないし4枚目のそれ一部	
		5枚目ないし990枚目の	

		それぞれ内容の全て	いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書33	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部 5枚目ないし70枚目及び 72枚目ないし920枚目のそれぞれ内容の全て	
4	文書34	1枚目の一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書35	1枚目の一部 2枚目ないし18枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書37	1枚目の一部 4枚目の内容の全て	
	文書38	2枚目の内容の全て	
	文書39	1枚目の一部 2枚目ないし22枚目のそれぞれ全て	
	文書40	2枚目の一部	
	文書42	1枚目の一部 2枚目ないし20枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書43	1枚目の一部	
	文書44	1枚目の一部 2枚目ないし17枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書45	1枚目の一部 2枚目ないし18枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書47	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書48	1枚目の一部 2枚目ないし24枚目のそれぞれ全て	
	文書49	1枚目の一部 2枚目ないし19枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書50	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	

	文書 5 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 3 枚目ないし 2 9 枚目のそれぞれ全て	
	文書 5 3	1 枚目、 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部 2 枚目の内容の全て	
	文書 5 4	1 枚目の一部 2 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ全て	
	文書 5 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 6	1 枚目の一部	
	文書 5 7	1 枚目の一部 2 枚目ないし 3 6 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 5 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 7 枚目の全て	
	文書 5 9	1 枚目の一部 2 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 6 0	1 枚目の一部 2 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ内容の全て 1 5 枚目ないし 1 7 枚目のそれぞれ全て	
	文書 6 1	1 枚目の一部 2 枚目ないし 2 2 枚目のそれぞれ全て	
	文書 6 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 3	2 枚目の一部	
	文書 6 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 5	1 枚目の一部 2 枚目ないし 1 1 枚目のそ	

		それ内容の全て	
文書 6 6	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 5 9 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 6 7	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 6 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 6 8	1 枚目及び 2 枚目のそれ ぞれ一部		
	3 枚目ないし 3 6 枚目のそ れぞれ全て		
文書 6 9	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 3 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 0	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 7 8 枚目のそ れぞれ全て		
文書 7 1	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 8 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 2	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 6 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 3	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 8 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 4	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 2 2 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 5	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 3 9 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 6	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 2 1 枚目のそ れぞれ内容の全て		
文書 7 7	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 2 枚目のそ		

		それ内容の全て	
文書 7 8	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 4 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 7 9	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 4 4 枚目のそれ ぞれ全て		
文書 8 0	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 7 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 1	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 6 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 2	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 2 2 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 3	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 2 4 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 4	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 2 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 5	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 2 4 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 6	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 2 6 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
	2 7 枚目ないし 8 7 枚目のそれ ぞれ全て		
文書 8 7	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 0 枚目のそれ ぞれ内容の全て		
文書 8 8	1 枚目の一部		
	2 枚目ないし 1 1 枚目のそれ ぞれ全て		
文書 8 9	1 枚目の一部		

		2枚目ないし1枚目のそれぞれ内容の全て	
文書90	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし8枚目のそれぞれ内容の全て	
文書91	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし9枚目のそれぞれ内容の全て	
文書92	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書93	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし8枚目のそれぞれ内容の全て	
文書94	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし5枚目のそれぞれ内容の全て	
文書95	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし6枚目のそれぞれ内容の全て	
文書96	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし12枚目のそれぞれ内容の全て	
文書97	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし13枚目のそれぞれ内容の全て	
文書98	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目の全て	
文書99	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし13枚目のそれぞれ内容の全て	
文書100	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし8枚目のそれぞれ内容の全て	
文書101	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし9枚目のそれぞれ内容の全て	

文書 102	1枚目の一部	
	2枚目ないし19枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 103	1枚目の一部	
	2枚目ないし11枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 104	1枚目の一部	
	2枚目ないし8枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 105	1枚目の一部	
	2枚目ないし27枚目のそれぞれ全て	
文書 106	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 107	1枚目の一部	
	2枚目ないし6枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 108	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 109	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 110	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 111	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 112	1枚目の一部	
	2枚目ないし13枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 113	1枚目の一部	
	2枚目ないし17枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 114	1枚目の一部	

		2枚目ないし15枚目のそれぞれ内容の全て	
文書115	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし21枚目のそれぞれ内容の全て	
文書116	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし19枚目のそれぞれ内容の全て	
文書117	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし9枚目のそれぞれ内容の全て	
文書118	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし6枚目のそれぞれ全て	
文書119	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし17枚目のそれぞれ内容の全て	
文書120	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし16枚目のそれぞれ内容の全て	
文書121	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし15枚目のそれぞれ内容の全て	
文書122	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし20枚目のそれぞれ内容の全て	
文書132	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし33枚目のそれぞれ内容の全て	
文書133	1枚目	1枚目	
文書134	1枚目	1枚目	
文書135	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし9枚目のそれぞれ内容の全て	
文書136	1枚目	1枚目	
	2枚目	2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	

文書 137	1枚目の一部	
	2枚目ないし16枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 138	1枚目の一部	
	2枚目ないし44枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 139	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 140	1枚目の一部	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書 141	1枚目の一部	
	2枚目ないし24枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 142	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 144	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 145	1枚目の一部	
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 146	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 148	1枚目の一部	
	2枚目ないし17枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 149	1枚目の一部	
	2枚目ないし13枚目のそれぞれ内容の全て	
文書 150	1枚目の一部	
	2枚目ないし25枚目のそれぞれ全て	
文書 151	1枚目の一部	

		2枚目ないし20枚目のそれぞれ内容の全て	
文書152	1枚目	1枚目の一部	
	2枚目	2枚目ないし23枚目のそれぞれ内容の全て	
文書153	1枚目	1枚目の一部	
	2枚目	2枚目ないし12枚目のそれぞれ内容の全て	
文書158	3枚目	2枚目、3枚目、6枚目、15枚目及び34枚目のそれぞれ一部	
文書159	1枚目	1枚目	
5	文書160	全て	防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、件名及び枚数を含めて、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。